議案第六号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長　松村番成

昭和五拾壱年参月拾九日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第五条関係）

(一)　報酬

区分	報酬の額
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額　一一、五〇〇円 知識経験を有するのうちから選任された委員 月額　一一、五〇〇円

区分	報酬の額
教育委員	委員長 年額 一五八、〇〇〇円 委員長職務代理者 年額 一三二、〇〇〇円 委員 年額 一〇八、〇〇〇円
農業委員	会長 年額 一五八、〇〇〇円 会長職務代理者 年額 一三二、〇〇〇円 委員 年額 一〇八、〇〇〇円

区分	報酬の額
固定資産評価審査委員会委員	日額 三、〇〇〇円
選挙管理委員会委員長	日額 四、四〇〇円
選挙管理委員会委員	日額 三、三〇〇円
選挙長	日額 三、四〇〇円
投票管理者	日額 三、四〇〇円
開票管理者	日額 三、四〇〇円
投票立会人	日額 二、七〇〇円
開票立会人	日額 二、七〇〇円
選挙立会人	日額 二、七〇〇円

区分	報酬の額
社会教育指導員	月額五一、〇〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額二、〇〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額二、〇〇〇円

(二)　内国旅行の旅費

内国旅行の旅費の額は次のとおりとする。

イ　在勤地以外の旅行の旅費については、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）に規定する旅費

ロ　在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額及び日当一日につき五百円の旅費

附　則

1　この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2　改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表(二)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。